

恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月15日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第4号

恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成6年条例第4号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案						
第1条～第18条（略） (処理計画作成の指示) 第18条の2 市長は、必要と認めるときは_____、多量の廃棄物を排出する事業者に対し、その廃棄物の減量及び処理に関する計画書を作成し、提出するよう指示することができる。	第1条～第18条（略） (処理計画作成の指示) 第18条の2 市長は、必要と認めるときは、 <u>規則で定めるところにより</u> 、多量の廃棄物を排出する事業者に対し、その廃棄物の減量及び処理に関する計画書を作成し、提出するよう指示することができる。						
第18条の3～第34条（略）	第18条の3～第34条（略）						
別表1(第26条関係) <table border="1"><thead><tr><th>手数料の種類</th><th>取扱区分</th><th>金額</th></tr></thead></table>	手数料の種類	取扱区分	金額	別表1(第26条関係) <table border="1"><thead><tr><th>手数料の種類</th><th>取扱区分</th><th>金額</th></tr></thead></table>	手数料の種類	取扱区分	金額
手数料の種類	取扱区分	金額					
手数料の種類	取扱区分	金額					

現行				改正案			
家庭廃棄物処理手数料	(略)			家庭廃棄物処理手数料	(略)		
ごみ焼家庭廃棄物の10キログラム 却施設うち、ごみ焼につき <u>128円</u> への直却施設で処理 接搬入するごみを直 ごみ接搬入したもの のを処分する とき。				ごみ焼家庭廃棄物の10キログラム 却施設うち、ごみ焼につき <u>140円</u> への直却施設で処理 接搬入するごみを直 ごみ接搬入したもの のを処分する とき。			
ごみ処家庭廃棄物の10キログラム 理場へうち、ごみ処につき <u>231円</u> の直接理場で処理す 搬入ごるごみを直接 み搬入したもの を処分する とき。				ごみ処家庭廃棄物の10キログラム 理場へうち、ごみ処につき <u>250円</u> の直接理場で処理す 搬入ごるごみを直接 み搬入したもの を処分する とき。			
事業系一般廃棄物のうち、 ごみ焼につき <u>217円</u> 却施設棄物のうち、 への直ごみ焼却施設 接搬入で処理するご ごみを直接搬入 したものを処 分するとき。				事業系一般廃棄物のうち、 ごみ焼につき <u>240円</u> 却施設棄物のうち、 への直ごみ焼却施設 接搬入で処理するご ごみを直接搬入 したものを処 分するとき。			
ごみ処事業系一般廃棄物のうち、 理場へ棄物のうち、 につき <u>343円</u> の直接ごみ処理場で 搬入ご処理するごみ みを直接搬入し たものを処分 するとき。				ごみ処事業系一般廃棄物のうち、 理場へ棄物のうち、 につき <u>380円</u> の直接ごみ処理場で 搬入ご処理するごみ みを直接搬入し たものを処分 するとき。			
生ごみ事業系一般廃棄物のうち、 処理場棄物のうち、 につき <u>93円</u> への直生ごみ処理場 接搬入で処理するご ごみを直接搬入 したものを処 分するとき。				生ごみ事業系一般廃棄物のうち、 処理場棄物のうち、 につき <u>110円</u> への直生ごみ処理場 接搬入で処理するご ごみを直接搬入 したものを処 分するとき。			
リサイクル事業系一般廃棄物の 10キログラム				リサイクル事業系一般廃棄物の 10キログラム			

現行			改正案		
し尿処理手数料	クルセ棄物のうち、 ンターリサイクルセ への直ンターで処理 接搬入するごみを直 ごみ 接搬入したも のを処分する とき。	につき <u>114円</u>	クルセ棄物のうち、 ンターリサイクルセ への直ンターで処理 接搬入するごみを直 ごみ 接搬入したも のを処分する とき。	につき <u>120円</u>	
し尿処理手数料		10リットルに つき <u>50円</u>		10リットルに つき <u>65円</u>	

備考

- 1 処理した量が 10 キログラム未満のときは、10 キログラムとみなして計算する。
- 2 仮設トイレに係るし尿処理手数料については、収集場所 1 回につき 880 円を加算する。

別表 2(第 28 条関係)

手数料の種類	取扱区分	金額
産業廃棄物処分手数料	(略) 第19条に規定する産業廃棄物のうち、ごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラム につき <u>509円</u>

備考 (略)

別表 3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に処分する家庭廃棄物、事業系一般廃棄物

別表 2(第 28 条関係)

手数料の種類	取扱区分	金額
産業廃棄物処着手数料	(略) 第19条に規定する産業廃棄物のうち、ごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラム につき <u>510円</u>

備考 (略)

別表 3 (略)

及び産業廃棄物並びに施行日以後に処理するし尿の手数料から適用し、施行日前に処分する家庭廃棄物、事業系一般廃棄物及び産業廃棄物並びに施行日前に処理するし尿の手数料については、なお従前の例による。